

様式第 1 - 1 (日本工業規格各 A 列 4 番)

始 地 交 第 号
令和元年 月 日

国土交通大臣

氏名又は名称	始良市地域公共交通会議
住 所	鹿児島県始良市宮島町 25 番地
代表者氏名	会長 湯元 敏浩

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

令和元年 月 日
 始良市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称																							
始良市生活交通確保維持改善計画																							
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																							
<p>始良市においては、国道10号線沿いに運行する鉄道及び幹線バスを軸として、市域内の広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより公共交通網が構成されている。</p> <p>コミュニティバスは平成22年3月における3町合併以前から運行しており、市街地と中山間地域を結ぶ「生活の足」として、日常生活に不可欠な移動手段となっているが、ライフスタイルの多様化や少子高齢化等により利用者は年々減少し、収支悪化により市の財政負担は増加している等大きな課題を抱えている。</p> <p>そこで、本市は平成29年3月に、本市の公共交通施策のマスタープランとなる「始良市地域公共交通網形成計画」を策定した。本計画においては、公共交通の拠点を整備するとともに各拠点を結ぶ公共交通ネットワークを形成することで、市民の移動手段を確保することを計画しており、平成31年3月に策定した「始良市立地適正化計画」においても同様に位置づけられている。</p> <p>特に、コミュニティバスの利用が少ない地域へは、新たな移動手段として、平成30年10月から始良市蒲生町新留地区において、予約型乗合タクシーが本格運行することとなった。さらに、平成31年10月からは始良市蒲生町大山地区及び久末地区高牧集落においても本格運行、その他の市内中山間地域においても予約型乗合タクシーの試験運行を予定するなど、高齢者や体の不自由な方への移動手段を拡充するとともに、地域住民の利便性の向上を図っているところである。</p> <p>このようなことから、今後もコミュニティバスを維持・改善・確保することを目的に、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用するものである。</p>																							
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																							
(1) 事業の目標																							
対象路線の1便当たりの目標乗車人数																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさとバス(蒲生・春花線)</td> <td>2.0人</td> <td>2.0人</td> <td>2.1人</td> </tr> <tr> <td>新留地区予約型乗合タクシー</td> <td>2.0人</td> <td>2.0人</td> <td>2.1人</td> </tr> <tr> <td>大山地区予約型乗合タクシー</td> <td>2.0人</td> <td>2.0人</td> <td>2.0人</td> </tr> <tr> <td>久末地区高牧集落予約型乗合タクシー</td> <td>2.0人</td> <td>2.0人</td> <td>2.0人</td> </tr> </tbody> </table>				路線名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	ふるさとバス(蒲生・春花線)	2.0人	2.0人	2.1人	新留地区予約型乗合タクシー	2.0人	2.0人	2.1人	大山地区予約型乗合タクシー	2.0人	2.0人	2.0人	久末地区高牧集落予約型乗合タクシー	2.0人	2.0人	2.0人
路線名	令和元年度	令和2年度	令和3年度																				
ふるさとバス(蒲生・春花線)	2.0人	2.0人	2.1人																				
新留地区予約型乗合タクシー	2.0人	2.0人	2.1人																				
大山地区予約型乗合タクシー	2.0人	2.0人	2.0人																				
久末地区高牧集落予約型乗合タクシー	2.0人	2.0人	2.0人																				
(2) 事業の効果																							
<p>地域内フィーダー路線を維持することにより、該当地区に居住する高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、幹線・支線のネットワークが連携することで、市街地及び隣接する市町へのアクセス手段が確保され、外出の促進・地域間交流の活性化につながることを期待される。</p>																							

3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 路線バスも含めた公共交通の路線及び時刻が記載され、公共交通ネットワークの状況が一目で分かる総合時刻表の作成及び全戸配布(始良市地域公共交通会議)
- 利用促進を図るための地域住民との座談会の開催(始良市)
- 公共交通への周知・PRを目的とした公共交通フェアの開催(始良市地域公共交通会議)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 予定している時刻・運行予定期間

別紙1参照

(2) 運行事業者の決定の経緯

① ふるさとバス(蒲生・春花線)・・・有限会社あいら交通

当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている事業者は1社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

② 新留地区予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社

新留地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行っている事業者は、新川タクシー株式会社であることから、本事業者を運行事業者とする。

③ 大山地区予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社(予定)

大山地区において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行っている事業者は、新川タクシー株式会社であることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

④ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社(予定)

久末地区高牧集落において、現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条関係)を得て本市の委託業務を行っている事業者は、新川タクシー株式会社であることから、本事業者を運行事業者とする予定である。

(3) 地域内フィーダーシステムの補足(既存交通や地域間幹線交通との関係や、整合性を図っている旨(要綱別表7のハ)の説明等)

① ふるさとバス(蒲生・春花線)

当該路線の他に重複する路線はない。また、当該路線は地域間幹線システムが運行する国道10号線へも接続するため、市内の中山間地域から市内の中心部への移動、そして、市内から市外への移動も行える路線となる。

② 新留地区予約型乗合タクシー

当該路線の他に重複する路線はない。さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。

③ 大山地区予約型乗合タクシー

当該路線は、既存路線である「始良市蒲生地区巡回バス(大山・白男線)」を廃止し、代替手段として新規に導入する路線であり、この他に重複する路線はない。

さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。

<p>④ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー 当該路線は、既存路線である「始良市蒲生地区巡回バス(久末・高牧線)」を廃止し、代替手段として新規に導入する路線であり、この他に重複する路線はない。 さらに、当該路線は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域を運行し、南国交通株式会社が運行する地域間交通ネットワークに接続する路線となる。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>運行事業者への委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を委託料として支払うこととしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ふるさとバス(蒲生・春花線)・・・有限会社あいら交通 ■ 新留地区予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社 ■ 大山地区予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社(予定) ■ 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー・・・新川タクシー株式会社(予定)
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>

<p>13. 車輛の取得に係る目的・必要性 【車輛減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>ふるさとバス(春花線)は、平成4年7月1日から旧始良町からの補助により、JR帖佐駅から春花までの往復運行を開始してきたが、平成22年3月の3町合併以降も大きな路線見直等が行われず、現在も旧始良町の春花までの運行となっていた。このため、旧蒲生町住民(えのきだ団地や横尾口団地等)がJR帖佐駅方面へ向かうには、旧町境にある春花バス停留所又は前郷川を挟んだ県道を運行する路線バスの停留所まで、相当な距離を徒歩で移動しバスを利用する状況となっていた。</p> <p>ふるさとバス(春花線)を旧蒲生町まで延伸し、ふるさとバス(蒲生・春花線)として運行することで交通不便地域の解消となったが、既存のバス車輛は平成8年2月から使用しており、かつ、総走行距離が110万キロメートルを超える等、耐用年数を大幅に過ぎている。さらに、上記地域の高齢者を対象に座談会を開催したところ、「車輛入口の段差(階段)があるため乗降の際に不安であることから、バス使用は控えている。」との声が多く聞かれた。</p> <p>このようなことから、安全な輸送を確保するために、新たに低床車輛(ノンステップ型)を1台購入する必要がある、補助を受けて令和元年9月に車輛を取得した。</p>
<p>14. 車輛の取得に係る定量的な目標・効果 【車輛減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>(1)事業の目標</p> <p>路線の年間利用者数を前年度比50%以上増加</p> <p>(2)事業の効果</p> <p>低床型の車輛を導入することで、足腰に不安のあった高齢者等の利用につながり、運行収支の改善につながることを期待できる。</p>
<p>15. 車輛の取得計画の概要及び車輛の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車輛減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 ※なお、始良市から運行事業者への委託料については、国庫補助金を差し引いた差額分を支払うこととしている。</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車輛の代替による費用削減等の内容、代替車輛を活用した利用促進策) 【公有民営方式車輛購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>令和元年6月21日に開催した令和元年度第1回始良市地域公共交通会議において、本計画について合意が得られた。</p>
<p>18. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>当該路線の沿線となる地域住民と、公共交通に関する座談会を開催し、本計画に関する意見を聴取した結果、新規路線沿線に居住する住民から計画のとおり路線が新設されれば、利用したいとの意見が多くあった。</p> <p>さらに、バス車輛への乗降のしやすさを求める声が多くあったため、低床バス車輛(ノンステップ型)を導入した。</p>

19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	鹿児島県
関係市区町村	始良市
交通事業者・交通施設管理者等	南国交通株式会社 鹿児島交通株式会社 有限会社あいら交通 新川タクシー株式会社 鹿児島国道事務所 始良警察署
地方運輸局	九州運輸局鹿児島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	始良市商工会 始良市観光協会 利用者代表者等

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 鹿児島県始良市宮島町 25 番地

(所属) 始良市企画部地域政策課

(氏名) 馬場 真の輔

(電話) 0995-66-3121

(e-mail) seisaku@city.aira.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
始良市	有限会社あいら交通	(1) ふるさとバス(蒲生・春花線)	帖佐駅	春花	くすくす館	往 8.8 km 復 8.8 km	294 日	882.0 回		路線定期	① ②(1)	地域間幹線系統である 鹿児島交通(株)と帖佐 停留所にて接続	③
	新川タクシー株式会社	(2) 新留地区予約型乗合タクシー		蒲生町新留地区		往 km 復 km	98 日	392.0 回		区域	②(1)	南国交通株の地域間交 通ネットワークとくすくす 館停留所にて接続	③
	新川タクシー株式会社	(3) 大山地区予約型乗合タクシー		蒲生町大山地区		往 km 復 km	104 日	400.0 回		区域	②(1)	南国交通株の地域間交 通ネットワークとくすくす 館停留所にて接続	①
	新川タクシー株式会社	(4) 久末地区高牧集落予約型乗合タクシー		蒲生町久末地区高牧集落		往 km 復 km	104 日	400.0 回		区域	②(1)	南国交通株の地域間交 通ネットワークとくすくす 館停留所にて接続	①

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

計画運行回数等の算出根拠

申請 番号	系統名	キロ 程度	平成32年度 運行計画																計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	計 画 実 車 走 行 キ ロ	備考
			1日当たりの運行回数								運行日数											
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	祝				日・祝・1/1～1/3運休
1	ふるさとバス 蒲生・春花線	8.8	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.0	0.0	45	49	50	50	49	51	0	0	294	882.0	7761.6	日・祝・1/1～1/3運休

平成32年度日数														平成32年度運休日数(日・祝・1/1～1/3運休)														平成31年度 運行日数	
平成31年			平成32年										計 ①	平成31年			平成32年										計 ②	計①-計②	
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月		11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月					
月	3	3	5	3	3	5	4	3	5	4	4	3	45	月												0	月	45	
火	4	4	5	4	3	5	4	3	5	4	4	4	49	火												0	火	49	
水	5	4	4	4	4	4	4	3	4	5	4	5	50	水												0	水	50	
木	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	51	木				1								1	木	50	
金	4	5	4	5	4	3	4	5	4	4	4	4	50	金				1								1	金	49	
土	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	51	土												0	土	51	
日	4	3	5	4	3	5	4	4	4	4	5	4	49	日	4	3	5	4	3	5	4	4	4	5	4	49	日	0	
祝	2	3	0	2	3	1	1	4	0	2	1	2	21	祝	2	3	0	2	3	1	1	4	0	2	1	2	21	祝	0
計	31	30	31	31	29	31	30	31	30	31	31	30	366	計	6	6	5	8	6	6	5	8	4	6	6	6	72	計	294

計画運行回数等の算出根拠

申請 番号	系統名	キロ 程度	平成32年度 運行計画																計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	計 画 実 車 走 行 キ ロ	備考	
			1日当たりの運行回数								運行日数											運休日、増減便の内容 補助対象の便数など	
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	祝					
2	新留地区予約型乗合タクシー		0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	48	0	50	0	0	0	0	98	392.0	月水金土日祝・12/31～1/2運休

平成32年度日数														平成32年度運休日数(月水金土日祝・12/31～1/2運休)												平成31年度 運行日数			
平成31年			平成32年										計 ①	平成31年			平成32年									計 ②	計①-計②		
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月		11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月					
月	3	3	5	3	3	5	4	3	5	4	4	3	45	月	3	3	5	3	3	5	4	3	5	4	4	3	45	月	0
火	4	4	5	4	3	5	4	3	5	4	4	4	49	火			1										1	火	48
水	5	4	4	4	4	4	4	3	4	5	4	5	50	水	5	4	4	4	4	4	4	3	4	5	4	5	50	水	0
木	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	51	木				1									1	木	50
金	4	5	4	5	4	3	4	5	4	4	4	4	50	金	4	5	4	5	4	3	4	5	4	4	4	4	50	金	0
土	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	51	土	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	51	土	0
日	4	3	5	4	3	5	4	4	4	4	5	4	49	日	4	3	5	4	3	5	4	4	4	4	5	4	49	日	0
祝	2	3	0	2	3	1	1	4	0	2	1	2	21	祝	2	3	0	2	3	1	1	4	0	2	1	2	21	祝	0
計	31	30	31	31	29	31	30	31	30	31	31	30	366	計	22	22	23	23	22	22	21	24	21	23	23	22	268	計	98

計画運行回数等の算出根拠

申請 番号	系統名	キロ 程度	平成32年度 運行計画																計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	計 画 実 車 走 行 キ ロ	備考
			1日当たりの運行回数								運行日数											
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	祝				
3	大山地区予約型乗合タクシー		0.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0	0	50	4	50	0	0	0	104	400.0		月火木土日祝・12/31～1/2運休

平成32年度日数														平成32年度運休日数(月火目土日祝・12/31～1/2運休)												平成31年度 運行日数			
平成31年			平成32年										計 ①	平成31年			平成32年									計 ②	計①-計②		
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
月	3	3	5	3	3	5	4	3	5	4	4	3	45	月	3	3	5	3	3	5	4	3	5	4	4	3	45	月	0
火	4	4	5	4	3	5	4	3	5	4	4	4	49	火	4	4	5	4	3	5	4	3	5	4	4	4	49	火	0
水	5	4	4	4	4	4	4	3	4	5	4	5	50	水													0	水	50
木	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	51	木	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4		47	木	4
金	4	5	4	5	4	3	4	5	4	4	4	4	50	金													0	金	50
土	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	51	土	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	51	土	0
日	4	3	5	4	3	5	4	4	4	4	5	4	49	日	4	3	5	4	3	5	4	4	4	4	5	4	49	日	0
祝	2	3	0	2	3	1	1	4	0	2	1	2	21	祝	2	3	0	2	3	1	1	4	0	2	1	2	21	祝	0
計	31	30	31	31	29	31	30	31	30	31	31	30	366	計	22	21	23	22	21	24	22	23	22	22	23	17	262	計	104

計画運行回数等の算出根拠

申請 番号	系統名	キロ 程度	平成32年度 運行計画																	計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	計 画 実 車 走 行 キ ロ	備考
			1日当たりの運行回数								運行日数												
			月	火	水	木	金	土	日	祝	月	火	水	木	金	土	日	祝					
4	久末地区高牧集落予約型乗合タクシー		0.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0	0	50	4	50	0	0	0	104	400.0		月火木土日祝・12/31～1/2運休	

平成32年度日数														平成32年度運休日数(月火目土日祝・12/31～1/2運休)												平成31年度 運行日数			
平成31年			平成32年										計 ①	平成31年			平成32年									計 ②	計①-計②		
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月		11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月					
月	3	3	5	3	3	5	4	3	5	4	4	3	45	月	3	3	5	3	3	5	4	3	5	4	4	3	45	月	0
火	4	4	5	4	3	5	4	3	5	4	4	4	49	火	4	4	5	4	3	5	4	3	5	4	4	4	49	火	0
水	5	4	4	4	4	4	4	3	4	5	4	5	50	水													0	水	50
木	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	51	木	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4		47	木	4
金	4	5	4	5	4	3	4	5	4	4	4	4	50	金													0	金	50
土	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	51	土	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	51	土	0
日	4	3	5	4	3	5	4	4	4	4	5	4	49	日	4	3	5	4	3	5	4	4	4	4	5	4	49	日	0
祝	2	3	0	2	3	1	1	4	0	2	1	2	21	祝	2	3	0	2	3	1	1	4	0	2	1	2	21	祝	0
計	31	30	31	31	29	31	30	31	30	31	31	30	366	計	22	21	23	22	21	24	22	23	22	22	23	17	262	計	104

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	始良市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,417
交通不便地域	6,389

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,389	旧蒲生町全域	過疎地域

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
38,417	対象人口 × 150円 + 240万円	8,162,000

※本省において、取り扱いを検討中

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

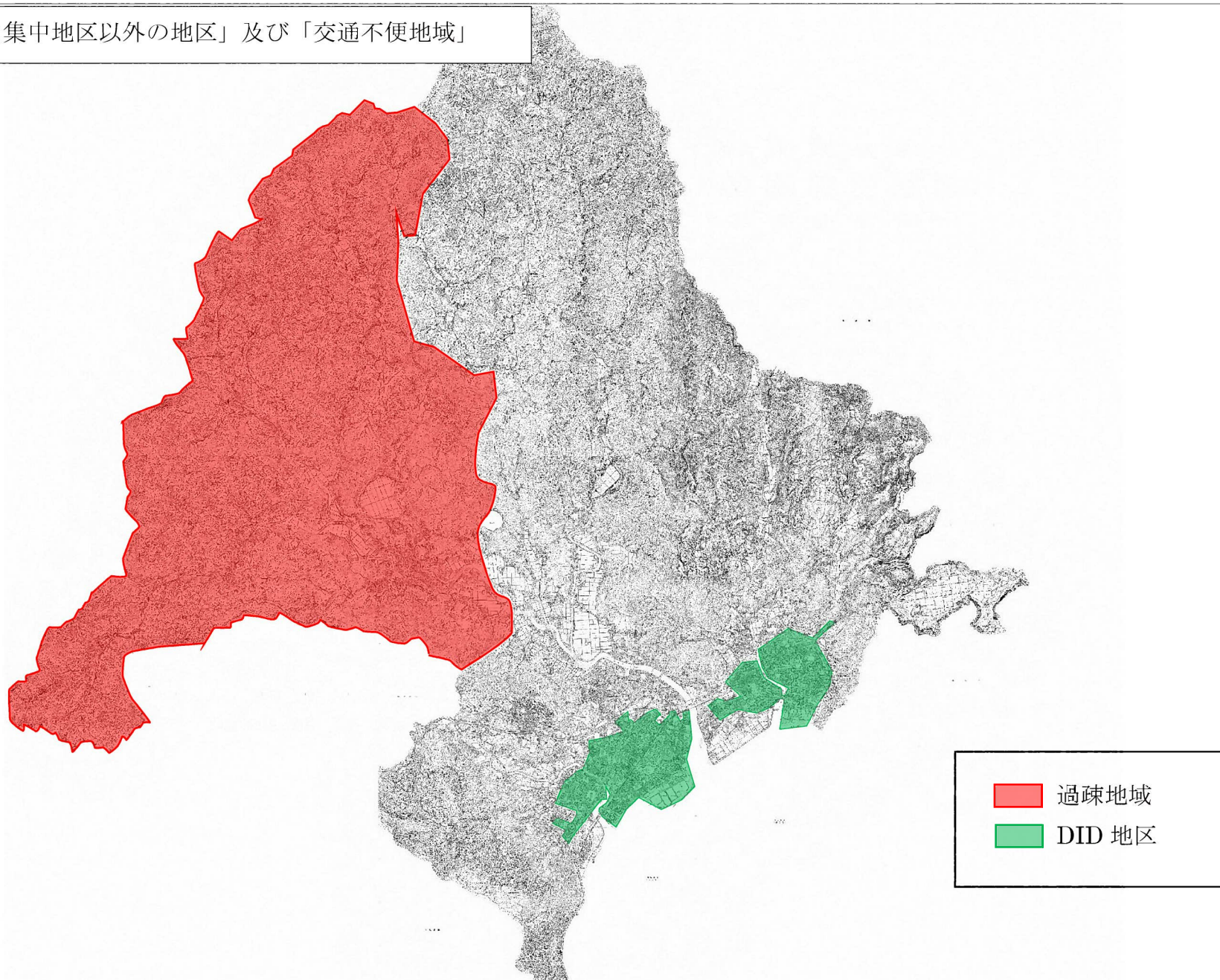
表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
始良市	有限会社あいら交通	1	(1) ふるさとバス(蒲生・春花線)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	26	平成31年9月	なし	一括
		2	()							
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表5 添付資料：「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域」



補助系統 路線図 (全体)

